



與烟動解由書

瀧澤文庫

門 4
號 600
卷 63

符



與平安烟維龍書
 解再拜致書鶴山老先生足下嘗謬以虛名辱知於
 足下遂以書惠問如將取友於千里嗚呼長者於交
 道一何其容而廣也雖無似如解尚見齒列於人數
 而不之遺棄自是常喜而不堪日夜渴望而已乘乘
 卒如慕乳之兒也但塗之不近於今未獲負笈請謁
 門下已一日閱市獲朝野紀事昂貴家新著述未見
 其人而見其所為者心熙熙如面相接既讀之燈下
 不堪其快也卒業於鷄鳴之時又反覆熟察稍久而
 入佳境大約自保平以至於天正之際君臣得失將
 相成敗盡蜀爭地之光景鶴矢螳斧之機變瞭然如

烟維龍號鶴山一稱動解由尚藥烟柳安
 義子也維龍自云好讀和漢歷史嘗著朝
 野紀事而不行也今詰之以報先誠
 余生平所為者卑故不敢輕辨人之短也
 唯於維龍不得不言是以陽辨古人訛
 謬陰詰彼書迂辟過言甚矣雖姑存藁
 何敢解温温自弄賣之為哉竊示二三
 子以為箴耳

癸酉仲春
 篔簹道人解識

處當時而視之。且也。文之工。義之深。乃如此之書。自
非卓然超越。而有特達之識。見豈可得乎哉。足下博
通古今。涉獵和漢。其辭典實。盡而有要。非固陋所敢
企。又何議焉。然猶不得無疑。敢欲質問。譬如侏儒而
窺塲。不自量其短。亦唯辱和於足下。遂以書惠。問如
將取友於千里。故雖未嘗一相面。義猶在同志之列。
曷嘗不言所疑。而相辨哉。友道不苟合。乃以願之厚。
件。具于左方者。幸察之。
紀事允例云。效春秋稱周王曰天王之例。為至尊稱
號。
按春秋天王者。乃書之天子王也。天子者天下之

共主。不稱之以國。而曰天王。蓋周之典也。或稱王
稱天子。乃舜之省也。稱周文王。武王之類。以別於
前代也。故魯春秋既書之。仲尼亦從而書之。當時
若吳楚之夷。並僭王號矣。然書之於春秋。以吳子
楚子。明周爵之本。班也。傳但書當時所稱曰楚王。
稱其縣戶曰某公。此時勢之然也。勢有之。乃非王
制也。稱天王於周。不必別之於吳楚。而所以別為
自存矣。自吳楚之僭。至戰國所在稱王。故秦有天
下。而不嫌其王號。別建皇帝之號也。楚漢之間。更
以王當封爵。所謂諸侯王是也。自是王號遂卑。非
天子之稱。後世以天王稱之於天子。特在為弘簡

錄者意耳。彼以別於僭國。非通例也。天朝則有
 皇帝。天皇之號。未嘗有天王。乃於儀制。令可見矣。
 今紀事之文。有天王。蓋私家所定。不得無疑也。
 其曰盟主大樹。曰鎌倉氏。北條氏。室所氏。蓋疑有
 革名之別。其代號也。視之不於以示與列國諸侯等位不
 同也。大內曰山口侯。織田曰岐阜侯。毛利曰吉田侯。
 效史記。張良曰留侯。韓信曰淮陰侯之例也。
 按天朝有典。官名爵位。自不同漢唐也。春秋以
 外。彼歷代史記。漢自有漢之文章制度。唐自有唐之
 文章制度。其言語稱謂。豈可輒混用之哉。然間有
 假稱。稱丈節度使曰諸侯之類。大概言之。余未嘗

稱范陽節度使曰范陽侯。不封范陽也。自明儒唱
 古文辭。而其文欲舉必古。言必古。則以吏部
 尚書稱冢宰。兵部尚書稱大司馬。而周官所無。又
 假秦官假唐官。乃其所無。不獲已而用明官。夫如
 此之文章。事雖乃書實。猶如戲場所為。孰保其不
 虛哉。是文之賊也。我邦亦嘗有如此之病。在古高
 野僧空海。在近世甲斐國儒臣物部茂卿。皆以雄
 誕之言。誣一時之耳目。舉天下之愚。不論是非。靡
 靡從之。空海之志。欲天下皆為竺。故誣二荒為補
 陀落。茂卿之志。欲天下皆為漢。故誣江戶為燕都。
 可醜可笑。孰甚焉。其它稱大政大臣曰相國曰大

師而左右大臣曰左右僕射甚者海一篇文字如
益田池碑一稱州刺史一稱國司官號如日而
改滅無特操也自王室之卑而天下之勢一變有
源賴朝起乃一切武斷而為治世俗之稱謂紊如
也然正史之言稱君臣則朝廷亦仕在親王以下
稱之主從也改主從謂之君臣亦時勢之然也正
之以春秋法則之以先聖之令典則天朝自
古天下無二君唯一王也又無霸王也未有列國
也補賴朝於總守護地頭世謂之總以制天下兵
馬之權勢如周侯伯因謂之霸可以施遊戲文字
然自古天朝未有封爵之典何因得侯伯之稱

且也萬葉集如方兵諸侯乃謂當時國司山口德
文大概言之亦未嘗以侯爵加之國土至戰國爭
亂之際所在英雄割據勢猶如列國諸侯而今時
文人率嘗茂卿等之流私為列國之封爵曰某公
曰某侯乃諸大名所受於天子官爵位廢之不
言也茂王章甚矣今國家奉一王之法律令未
改也上之人不僭唯儒學之士割於典刑不知所
言乃臨文往安言僭語如茂卿謂豐臣氏為豐
王此其劇者推極其意言之如茂卿欲使天下之
雄復如將門可謂恃亂之媒矣一犬吠虛而群犬
咻之悠俗儒輩又何足言所貴於良史乃在名

分僕竊望之時考足下之徒久矣今紀事之文乃
 氏鍾倉北條室所以別於列國蓋如彼虞夏商周
 紀其代歸然自未有革命理不當有所語也我
 朝未嘗有如此之變而臣子之口豈忍言之忍言
 之則不忌憚也又如侯岐阜類亦茂卿之誕津
 也引史記之留侯淮陰侯是漢之封爵也非我封
 爵例之我不得無疑也盟主者春秋霸王主諸侯
 會盟而所稱今假稱曰霸則盟主之稱亦從用之
 似矣如大樹乃後漢馮異故事可施用之一百將
 帥不可施用於天下連帥也今紀事之文有斯稱不
 得無疑也

獨葉菜大商稱豐公以姓配官猶蕭何曰蕭相國李
 廣曰李將軍之例也

按冠姓於官者自古往見彖集軍記如在五中
 將謂平在原菅丞相道真原平大納言時忠之類不
 必今侯其假李蕭之例固有之然姓自有一字有
 二字所謂有二字四字古受之天子其改之所
 改而賜也若多治比為丹治大枝為大江乃上表
 而改載在國史固非私家所苟改假者菅原曰菅
 者冠之其官也非正稱自良史之絕而稱謂之亂
 相尋引例如元亨釋書複姓必改一字官爵乃用唐
 名世之衆盲翹足從之不知而言者于今五百餘

紀

年矣。又有茂卿、咻之。今紀事之文，亦復如之，不得無疑也。

紀事卷之三：擬楠廷尉上藤黃門書。

按：父母在，不忍凶服為戲者，人子之情也。皇朝自天孫一降，而撫神州，既而建天皇之號，百世君之也。蓋傳祚無窮，固與彼西方薄俗朝魏暮晉不可同日而語也。雖世有盛衰，有治亂，未嘗有窺盜神器之賊。此邦之大幸，比之西土，治世多，亂世少。忠良有時出，而英雄不能甚其毒，故嘗有言以天祚之久，譬之慈父慈母之壽考。夫孝子之情，必有終身之喪，忠臣之心，曾無革命之時。在此時，苟有

又

革命之言，凶服之戲也。今紀事之文，有革命之語，何忍而然哉？不得無疑也。

又：擬細川賴之與楠正儀書。

正儀者何名也？史名者實，而實猶身，身當有致，致必名之。身之所致，莫不相名。名於父，以父生身也。名於君，以君養身也。名於師，以師教身也。其他不敢名。諱於名，則可稱官，可稱字，可稱居，以其罷歸，則朝臣宿祿，以其排行，則大郎二郎，其歆而名之，所以慢侮其身也。慢侮其身，猶見於浴人之所深辱也。晉文公獻狀於曹，所以竊此也。今紀事之文，賴之欲有求於正儀，而名正儀矣。正儀辱於賴之，有名

報畑勸解由書

附來
錄翰

之	慢	侮	豈	聽	於	其	所	求	哉	所	求	之	不	聽	賴	之	必	辭
命	之	陋	者	不	可	謂	智	也	嗚	乎	使	賴	之	尚	在	必	不	為
癸	酉	春	二	月	十	五	日		江	戶	瀧	澤	解	再	拜			
辭	命	如	此	之	陋	而	至	失	其	所	求	者	不	得	無	疑	也	

山河阻隔。雖未接_レ芝肩_ヲ。因_テ東奧中木翁_ノ歸_ル途。登_ル東都_ヲ。謹_テ致_ス書_ヲ於_テ馬琴_ノ灑_ル澤_ノ君_ノ足_ノ下_ニ。時_ニ涼_ク氣_ヲ棄_テ炎_ヲ成_シ。漸_ク適_ス體_中。文_ノ候_ニ無_キ恙_否。不_レ佞_ニ維_レ龍_ノ聞_ク。足_ノ下_ニ之_ノ欽_名久_矣。千里_ノ外_ニ但_ニ想像_ヲ為_ス遺_憾已_近。讀_ニ貴_著燕_石雜_志。烹_雜記_ヲ博_覽多_通。涉_獵和_漢引_證的_實。譬_喻說_ヲ來_テ妙_也。近_ニ在_ニ雜_家者_ノ流_之首_長。弃_テ足_ノ下_ニ誰_ヤ邪_{。貴著中。辱_シ及_テ拙著四方硯。指_摘其_ノ疵_瑕。多_幸哉。四方硯。不_レ佞_ニ消_日之_ノ戲_也。甚_ク杜_撰。不}

解按固字
宜易地為
固不足徵

解持勢落
恐勢源之
恆又持伊勢
物語雖作者
不詳決非成

婦人之手
者

足固徵特辱不棄擲緒然汗顏已。足下
摘勢源之華能說人情世態婦女之怨竟
為崇壯士節操復讎之狀猶凡肢癢搜其
本旨則不出男女之道古人云唱詞之在
都會猶溝瀆之在地中污穢之所流入不
可已者。足下既見之麼魯叟采鄭衛之
詩有故哉。本邦謠曲備王公貴人之宴
絕雖無淫風陷夢幻界往以實為虛勢
語二書則秀之筆以虛為實贈及人口殆

乎千年然而欽聖歎之流亞也。人各有所
好不佞自幼好讀和漢曆史至今六十五
痼疾入膏肓頃著朝野紀事雖上木充行
陳腐不免馬鑽之笑門人在貴都者附之
于書舖固不投時好讀之者甚夥都人以
為尋常譯文不佞才不能變陳腐為新奇
校足下則千里之差已。因思足下惡
古來辭者流別建赤牋于雜家中伍于鬼
史齊諧者流者歟。不佞自五十年前觀其

解云頤字
宜易地為
滑稽頤

所_レ變俗間所_レ行兒戲小冊中。挿_二戎衣佩弓_一
箭汗馬血戰攻城爭地之圖者。變_レ為八文
字屋本。為_二赤本。為_二京傳本。頤滑稽解人頤
近_レ在摘_二辭_一于勢語中。覺_レ甚不_レ俗。若_レ鳩溪縣物
語。遊_レ谷和莊兵衛。飄逸出_レ群。阿_レ讚僻地。有_二
如_レ此奇才。足下出_レ自_二二子_一之後。博覽尋
藏。出_二二子_一之上。縱橫陶化無_レ其比。惜哉。後
世使愚俗謬_二時代_一名氏。蓋有_レ說_レ邪。吾不知_二
其_レ所_レ根柢。時_二中秋_一後。叢間。蛩語_レ充_レ鼓吹。以

助_二雅趣_一自_レ愛_二也_一

壬申秋八月

平安

細維龍再拜

呈 瀧澤君馬琴足下

解再拜。鶴山細先生足下。夫稗官小說
新奇之談。年_レ變時化。無_レ有_二端倪_一。僕也性辟。
自_レ知_二散材_一。莫_レ以_レ充_二有用之器_一也。然觀_レ變化
於_レ流俗之際。而弄_レ筆費_レ紙。寫_レ其風韻情致。
以_レ充_二於_レ閭巷_一。蓋_レ以此不_レ睡不_レ食。苦心_レ於_レ案

上。又以此得錢得米。畜數口。有年矣。其所
為。豈足以示大方哉。偷食之民。不得已而
余也。今足下之賢視之。以通識之士。欲
正其妄語。而遂致書辱教焉。足下與僕。
固非相識者。而不我遺棄。嗚乎。其恩意。一
何如此之厚也。僕拜書報。然發汗。不覺自
失。乃欲為書一謝。而筆端輒澆。言不能悉
意。則止之。不報。卒歷數月。慚愧。莫耐。况歲
暮。事集。少息。經營。殆逼飢寒。幸而蒙泰平

雨露之餘澤。復無恙。迎此年。比春。則一日
窓前重讀。足下之書。乃裁箋聊答。曩任
吾舌。安為小說。語次及貴著。四方。硯頗有
所犯。後自省。甚悔。駟亦不及。莫奈之。何既
而尊翰及於我。則先自驚。未投其紙。而心
乃迷。及拜讀。數四。即心慮蒙教之厚。則知
長者之寬大。悔者。慚迷者。喜僕也。雖細人。
竊慮恩意之厚。何敢輕勞。毫末喋喋。自辨
為哉。雖然。以曾所恩。今試告之。人各有天

天下
虛則無由

命。僕自少時。家貧食乏。加旃一身係於多
病。而吾力不堪。以檐採薪。又不取折腰於
斗米。於是辛事取允。迨而詛。獲勸懲。乃意
織筆。畊以給。且暮已。何是之有。
雖知莫罪之所。追時之。與勢既已。使我然也。
豈思。足下取。譬於媚。啗溝瀆。以譴僕。
足下之言。一。是也。其意。懇也。然而天下
有無用之物。有虛名之物。蓋無用者有用
之。亦也。故非無則不能生。有非虛則不能

容實。是以大人君子。雖厭無用。雖賤虛名。
猶不能超然而出。其範埒也。所謂媚啗與
溝瀆。與稗官實。皆無用之物。而世人以為
有用之物。或以此自利。又以此利人。由是
觀之物。各有其利。不可得而誣也。若夫都
會無媚啗。則蕪淫不絕。地中無溝瀆。則污
穢不流。俗書無小說。則何以醒蒙昧。非邪
吁天聲。不入里耳。宣哉人情之所趣。徒厭
其調之高。而不厭其價之貴。是故拙者小

說。但取俚語以綴之。其意固非惡古文辭。世俗不知古言也。願風俗之僥。爾徒好奇而走新。况坊間見戲冊子。去年所出。今年不復閱之。壯者必老。以春花比松柏。則存亡壽夭。可得而知也。豈傳諸後世。使愚俗謬。時代名氏者哉。總附之。烏有計不出七。八十年之間。足下少垂察焉。仲尼嘗惡異端。而其害尤甚者。乃攻之矣。有以乎。拙著小說。但以勸懲為活路。猶且恐有其害。

因每編請。官許。既而書肆等。獲其為可者。以定標。則於僕不能自決其是非也。伏惟。足下寬大之長者。其容如江海。是以僕之狂妄。不覺至此。生平所思。亦不敢隱也。幸恕之。

癸酉春正月

荏土

瀧澤解再拜

報 鶴山細先生足下

改過筆記

文政六年癸未の夏四月吾思の爲に居宅合壁の東隣に
研師某の居る分を購求めたりこれより西三年前のもは企望あり
己地主の意を以て執わくはれしものありしか先づ用希載
を取て吉凶悔吝を問ふ言ふを驕を戒る識詞を以て
己より如く後件の研師後世不如意より居宅の分を售
りて譲りてしむるなり 文政五年
明年四月に至りて燕然と購ひたり其の時七亦同希載を
よりけり一振りあり二載ありあの中一載を捨て一載を看
るより西三年前よりゆるりと取り一載あり驕を戒る詩句
初め快く思ふも合壁を博徒めはる職人位はれり

とあるのうに宗伯の正室は懋なるのまゝに研師の傳へしに徳を
人あり買せしと云ふ事あり右のとくあり購はるるたの東のこ
そ平の退隱の住居にせんとすのうらふの年四月十八日材を
工匠に集めしむるに田所なる材木商 鍾屋 前河原を以て代
るに初めより如く五月上旬より居宅の正向南の方なる敷間の板
屏小門を造り改り末の方なる前門の板を根を修復し
それよりその北に購はる東の方なるを以て之を修復し北の方
なる竹垣庇厨を以て之を修復せしめ八月に至り稍落成
し赴けり久席薦を新に造りしと布容よりたゞ程もろく十
七日の夜の大風より板屏悉く吹倒されを根より吹破
られしより又屏を修復しを根より葺く一季雨夜より及

ひの諸雜費も少くすくすの年の春宵より吾見宗伯
と云病増長しと程の病に其の宗伯母の三月下旬より脚
氣肢體の大痛よりち折しと云折しも僕政三郎も其の病に
準ずるに身の脈を取しと云代の僕も亦もるやと云云と云
宗伯を以て田所なる舊宅へ遣し予の神田明神下なる宗伯の
宅に止宿しと老妻の省病を以て予の間日毎に大工を根葺おの
沈職人等々造化を以て予の事甚苦大なる事ありと云六月より
予の妻の病の本復し七月より宗伯も些し病ひおこりしに明神
下なる居宅に遷ししと云八月に至り予を置けりぬと云云と云
聊暇ありしに予の素多樹木を愛し癖あり九月より予あり
極本をを膚より予の樹を裁りし刺前裁し盆池を造りし

魚を美良なると思ひつゝ南のまき長サ二丈四五尺四方一丈許あり
 小池を穿せり夏日本天の水の濁んてを怖れく深一丈と定めて
 池を堀りしむれり十一月初旬に至りて庭もたゞと成りて
 けれい鯉鮒金魚を多く養ひて池新しければ水も宜しきを
 明春を至りて死す魚多かりしを脱おのふ事魚を定むると兩
 三年及びり只これのみありて池を穿ちけり冬十二月畔の土凍り
 山崩れ墜りて明春に至りて四方に柵を造りて結縛せ伏せ
 しむる事ありて日のおもたれりてはもろ年毎に柵ををりて樹を
 裁りて枝ををりて遠くををりて一歳も同ありてはこれれも池の
 水より登りぬれけり水ををりてはさなりて甚だるは害なり
 めたれりと思ひて自ら掘りて埋めんとと思ひて掘りて土を取ると

坊山離水の
 三白宝海
 凶兵衛日
 坊山通水
 羅喉癸
 賞財百福
 柵云云
 ちれた元經
 ちれた元經
 經云云坊山
 離山實水
 是本山の五
 鬼上の穴天
 卦上人負根
 星上の穴天
 文書上の穴
 をまゝ大吉
 との穴生ゆ
 の説上の穴
 へとを考

容易なるもの果て夏日本天の水の濁りて折れ池水は減
 少なりて水は少く水は少く水は少く井の水を汲み入れりて
 多かりかゝるの雨三年未だ予の風水方位の事志しりて
 書より考りて離山南向の居宅の南方指りて止水ありて
 宅相よりて且正南の宗師の本命 東命 西命 西命 天醫 天醫 富れ
 是れは宜しむるありて程は去歳の春猶太
 太郎誕生せり程はありて程は去歳の春猶太
 ともありて明年ありて程はありて程は去歳の春猶太
 りや雜費の多きも池を埋めりてとありて程は去歳の春猶太
 十月のうちに去れりも去歳の正南巖破れりて動りて冬至を
 過しりてと思ひて十月に至りて程はありて程は去歳の春猶太

安五郎おまらけ負し、池を埋めたるは新吾と云ふは西の方
なる氏家兩所所の長而下の溝の土を揚り、乾くその土を
埋んとし、山崎の池に任まらば料足の土とのり、經る後
時日推移り、甲午十一月廿九日より土を取初め、十二月二日
揚をり、土月の南方月破災殺るるも解神月空月徳合の
三吉星あれたる二黒星を厭き、十二月朔より小寒の節より
本月の宗伯の月、兼正南の卯に存、動くことと云ふ、
巳申くもあつと、新五郎の十二月三日より土を運ひ入れんとし、
三日の巳申より辰宜し、七日より申の申の時、申の申の時、
五日より未の未の辰、人足をいれ、つと、巳申くもあつと、
任り、申も宗伯の月、兼正南の卯に存、動くことと云ふ、
本月朔日は、

氣の方を極め、取し、置かれたる四日、庚午の申の時、申の人足
およこの土、沙行を池に容す、池埋めの事、す、あを表し、
辛未の朝より人足、未三名、新吉土を運ひ、
至り、埋められたる、筆算六百、
東のこの地形、九九、同日の朝より土を容す、
九九、門前、
埋められたる、埋められたる、
十二月廿九日の夜、宗伯の胸、
症、症、
日、

三白宝海云
五貫のあふ
皆土を動かさ
ずとも犯す
瘧疾横七
をま
又云九五貫
庚辰所住
動ぶると則
福財を助
はされ福烈
しくを封
遇ふ福蔵を
云云
愚痴を動か
は福をなれ
助け福の烈
あることひ
五貫の土を
入宅造代各

まろり日かす日
吉凶悔吝ハ
動する生ると
百事宜是
去るをあり
又持はる
曆書言ふ土公
又土公教を
犯す土公の
るん伏元直指
おもえり
陽明格索日
土星ハ九一方
存一方各三位
を占む切土を
動を修造を
忌む人を教
家を破るをま
○大歳金神土公
五貫成巳祭天
の事所切土を動
まろり日かす日

自瘠の薬劑を用ひられも效ありしは正月五日より林を
の瘠治をなされも吐きと浮せしむ不食ハ初め如くを瘠の医
薬も滞り食らるる一穴を子田を用ひある吐きと浮せしむ
至りしは初めもなれしは正月五日より林を
效ありしは初めもなれしは正月五日より林を
厄ありしは初めもなれしは正月五日より林を
即效ありしは初めもなれしは正月五日より林を
消息ありしは初めもなれしは正月五日より林を
ある日正親まはるしは正月五日より林を
しは初めもなれしは正月五日より林を
金神教をなされしは正月五日より林を

おれは冬に金神移り正南あり且本年月の福の
ありしは初めもなれしは正月五日より林を
ある日正親まはるしは正月五日より林を
しは初めもなれしは正月五日より林を
金神教をなされしは正月五日より林を
おれは冬に金神移り正南あり且本年月の福の
ありしは初めもなれしは正月五日より林を
ある日正親まはるしは正月五日より林を
しは初めもなれしは正月五日より林を
金神教をなされしは正月五日より林を

後悔ありと云ふ
胎を折れり良
医ありと云ふ
古流のそと
大將軍殿の
必土を動かす
忌怕れり
大月建小月建
由犯ると云ふ
福ありと云ふ
小月建のみ
を烈し懐く
犯すべし

正午時直一と説示く如き去れりより、丙の方を推量す。本宅より筋違橋御門のちりき當りて、まじは彼処まで、亭子の、置直場あり、丙の方針を懐りて、全閑の廂を登りて、方針を計り、遠望し、又件御門のちりき、ゆきまき、まじは、又、昌平橋と筋違橋の間より、御門の御善精の、木屋を搦られ、土の置直場の、常子ありて、筋違橋の、まじはありて、これ、本宅より、丙の方を當りて、正午時、ゆき、妙く、次の日、四年時より、輕子、兩人、件の土を置き、まじは、運込み、土を、捨、土の、皆、わ、田、の、内、八、の、池、を、埋り、ぬ、布、を、ま、二、の、門、前、の、路、を、つ、り、ぬ、九、の、あり、ひ、か、り、布、を、七、時、ま、ま、果、り、輕、子、ま、

詳し去れり、移り、宗伯、氣力聊、瀟々、ぬ、湯、漬、飯、を、ま、二、梳、を、り、ま、この、宵、大、便、を、あ、り、通、り、明朝、より、食、乳、ゆ、ま、栗、樹、大、藏、符、の、正月、八、日、は、長、湊、清、を、を、正、親、神、を、け、れ、ぬ、土、中、に、打、入、り、日、時、を、向、り、九、日、の、曉、寅、時、些、一、過、る、^{丙の方}、と、誨、ら、れ、ま、す、清、を、ま、今、夕、ぬ、ま、ま、止、宿、を、栗、樹、を、打、入、れ、る、ま、如、く、件、の、時、刻、を、違、へ、書、斎、と、客、の、間、の、あ、り、ひ、宅、の、中、宮、より、丙、の、方、の、吉、田、所、の、床、板、を、と、り、放、ち、栗、木、材、を、土、中、に、打、入、り、四、十、九、榎、木、を、床、板、と、し、の、如、く、打、入、り、^{吉田}、の、程、は、正、六、時、ま、ぬ、ま、の、後、宗、伯、の、吉、田、病、の、様、を、但、舊、病、の、可、ま、く、不、可、も、な、り、か、い、ひ、に、夜、

ちきくを睡りて謝し休まらん。林の葎の正月十二日まてこれ方の後

自療の解法を用ふ當病愈しれたるの報災の法監速

まりことやくの如くされの宗伯ありん家の内のは緊密なり

且然らばなり予のたまき**犯**熱の報災の説と信せり

あられもやんといふはるやふあまび有験の事なり

方位の事子の益ありとを**知**覚しつりやふのみらる古書をたぐ

得たりみりて教まり且人を利せんとすは**類**の抑後成三教の

土御門教の家臣なりと**和**江戸寺を又橋の田の神田濱松所

代地は所也と四年より已前所代所の紹介より相識と

なれり**藤**身入吉凶の判罰を清くしり自己一人の

判罰をたぐりて信しとありりこれらも病癒は善を疎し

ちきくヒタスラ陰陽師の説をの信せりあふそのり**犯**熱の

出まると心つたなり報災の法を修りつりて善を用ひ

たの法の験あれは善もよくまゝん是則法を療治の資とす

その病の本復を亦何の疑ひありんやそのあふのさびやが

その**犯**熱の愆を知らしり後悔も亦大なるまふそらあ彼

池をオラ天かりせり埋るるもあらんを園帝**籤**の瀝洞は驕

を滅りりのありけりともさびがまき折を裁池をありり

也もも愆ありた**敷**事を行くを埋る子及ひく方位の

犯熱をとも考へを毛をのみ**疾**を求めり**行**は愆をさ

折こころを報災の修法の建ふ**験**ありりまひ目止しとの

へももちの後とすまらり愆のまらりて獨あるる**敷**入は

文紀西生庚午年
 八月廿日定初
 辰田町旧宅
 より神田明神
 下より新宅へ
 移築
 この年太歳
 寅子あり
 辰田町より今の
 宅へ移す吉星
 辰辰田町へ八坤ノ
 ガニテ未三ヨリ
 加れた太歳の正
 中ありありと
 方位宜し
 了も第一の
 障りありへ

唯るも文政六年の四月合坐東隣のもの居宅を購ひて
 宜しとすまのありしもの年正月より宗伯の病厄に嬰りて
 秋冬をもちも羊起羊村のの体せあり三月より五六月まで老毒
 も亦大病ありしより大く工を興あて東室を飾造し且板を裁
 池を定りてまき後帛を費せしはありあり板屏を
 宅を東に増えしは撰擇家の好ま所へ縦東に増て宿舎と
 してしもの年の大將軍東にあり五月八月建五黄正南にあり
 一とすもはりて東の方子宅を増え南の方を板屏を
 を初めり危るたえれども東と南北と折れりて三方を同
 年同時の修造せりり北窓の窓ありとすも窓を
 軽るし備の夏東を購ひてりとももの修りてち格置

明年大將軍南に移すをまわく吉月をえ下みり東を
 修復し又南の方あり吉星の集る月を擇りて
 修復せん宜しとすものと今茲己丑の四月卯の方
 吉星集るの時へ四月下旬吉日をえみり東の方を
 せまきとすも頻りんとすもあ不報他せん災を轉りて
 福とすもとすもとすも宗伯り七ヶ年来の病厄を
 文政六年の春小石川若原なる菩提所清水山深光
 寺にありて吾家の先祖見り院殿丈妻の墓石を
 とすもとすも同年正月十八日墓所の地を住む
 りて大く土を働りてあり抑この土煞を度すもありあり

物と心つらうあり今茲己丑の初春より五要奇書を
これ彼と方位の書を熟讀し考ふる字當時犯
無の無多々たる此の彼あるあり報定の借法を
より執りて福を招く福ひと多へく宗伯の病厄を
よりく平愈せんと去歲地を埋め土氣を禳はる也
手は有るは結集吉月をえしよしあり此の事易くは
あれハカク隠カク語カクのありを正觀し告ぐ高量し今年五月
と定めらるる如く餘月あれを遺忘し信んぬるは
その事夫と云ふことありし事あり人ハ之を和カクす
るれとも子孫のありし事あり改過筆記と云ふ
過く改るの事を取んぬるカク罪無の事ハ不カク論辨あり

文政六年癸未の春予於善權所治光寺六世社又虎殿
の墳墓を建てせんと欲し先づ寺内より空所を購
ゆり其地土中物ありと即住持と相謀り本寺
の僕を以て穴を掘せしむ時二月十八日の建墓の時宗伯
執事よりありし本日予とたし治光寺より起りてこれを
土中より瓶あり板石三枚をり其四ハハの半ハ隣墓を
其の石塔の下よりあり其の故は瓶を掘りしとゆるむと
并碎りてこれをせり初より朽骨の瓶ヒツの如き物あり
くあり又婦人の乱髪と六寸許の鏡一面土蝕せし物あり
後日寺僕より取らるる徳と朽骨の別は小瓶を貫
取らるるこれに斂しむる寺僧改葬する本堂の西方を

萬葉塔石地蔵の下子埋め鏡空空谷現大姊と法名を又五六
年を以て當鉢即空幻夢大姊と改めり本日予鏡空を
寺子穿進し流経并に穿於塔を建しむ尔後改葬の二
回忌七回忌當り毎に本寺に布施し穿於塔を建し
蓋改葬の縁に觸れざるを以てん件の朽骨は何人なるを
おのり百年経るに及ぶも其を以て

同年三月四日丙辰月 癸酉日石塔彫刻に成りし本日辰の時建之
宗伯の僕政二郎を以て早朝より治光寺に至る予も己の附
の比及本寺に到るこの時辰に建畢れて當田時予の附
所る舊宅あり三月三日未だのを決定し予の附田を
定より當朝百座を建するなり

○文政六年癸未年春正月廿四日夏地を購求しよ 七今日當田付宗伯松本家出
仕く老後子謁を當坐二六腰を近習の士に扶掖れて退く
立て歩行ありやむあり幸くしやう家子歸れり是より
持病の痲氣甚しくやう或の短氣或の頭顱揺動し或の
腰腫よ明朝に至れり 起居常々を平日暴食食あり一日五六度饑不
これより大便も亦志し也且眼力衰へ細字を寫すと自由
やど両に揺動し筆を把ると心は任せと漸く瘰癧と
浴せられも子アカ脂垢なる病を一あり初に豊田泰助の
療治を受く服薬一介年許凡七八百貼の湯劑を費され
も效るこの後自療の薬を用ひも亦久しみの向少石川自山
圓兼寺の住持の庚申神符淺野正親の陰宅遷延病の符

ト筮よりみりて問ひたまふ聊も此の筮のあはれとていふまはれも
あつりぬめりぬあれい追著るゆりあると前記のまはれと
予いぬまらまら方位風水家の言を信せむ信せざるか
方位の字は疎かりて近年は月日ままたるありて方位の
字は志し日夜及むる好。古書を披閱研究するに
漸く其明もあらむありて更なる宗伯の長病を全く
土煞建煞を犯せざるなりとありて定りたるなり
ゆる報宅災の法術を修せざる長病を全快せしむ
起せん今茲正月上旬のことなり下旬に至る海野正
小件の事を告ぐ相譚しな星煞の愚昧左のまはれ
の文
○寛政六年癸未春甲寅月脚正戊子日卯十點土の煞

一 第一室神煞を花しこの年金神并劫殺星申方子存
神田明神下宗伯の宅より菩提所浄光寺の申の方子
若田とありありのれい金神の方を犯さる近し只金神
のこゝと亦劫煞をも犯せざるむ
凡墓所を造る人の居宅より方位をいかり三白宝海
云以下同字を陽キ無道ハ陰を侵カ陰キ無道ハ陽を侵カ
陰を侵せん陰射を受く陽を侵せん陽傷を受く
如陰宅敷方あり起し造るを忌む是陰を侵さる陽
宅の敷方あり安粉を忌む是陽を侵さる也如先子陽宅
ありて後子陰粉を起し陽宅の生氣の方子存るに別
吉し敷方の別凶し陰宅を造るも亦然り故に二宅方と

劫殺泰月を
行棄よ忌む
と云経はるる
事

此の和の勝
る

同くを唯取く吉方子能るを妙と云更子山局ソトコロ勢也
生王の年月日時兼むれい必驟ソトカ波を主る倘二宅相犯
して陰陽交背に更子瓦風ニハカニトム退ニハカニトム同殺之年月日子遇
あ時々の禍を考むるとか烈しと云梅子よりより陰宅の
首坐所へ同書祖尊全
暗建殺の條下子祖尊全暗建方云云 今この論ふ由る事
建方者陰宅の主位とあり同陽宅とあり 今この論ふ由る事
皆當年則二宅相犯して交背の事あり是一つの符也
又予い皆當年何回所の舊宅あり去の舊宅より深光寺の
之の方ありや當之へん當年正月の亥の方劫殺あり
り果しく去の當年又劫殺を犯せんと

一 當年正月の月建甲寅又宗伯の生れも寛政十一年正月
の月建甲寅之造作の月建と生年の月建と此和あり

再按
甲寅の寅
木也
金の水也
生制刻
あり

一 當年正月の月建中宮あり且宗伯の本命甲寅の月る歳首
子絶久し先祖の堂所を購求り朽骨を改葬
せめ大く土を動し葬せり金神煞を犯し
二つの符あり

一 甲寅の木子属と甲申の木
加る金神あり申金来り本命の木を刻むる事
知らるる三つの符あり

一 當年の本命的煞を考ふ宗伯の年煞の辰巳あり又
月煞の中宮あり并に障り年 予の年煞の正南あり
月煞を考むる事 障りありこれ亦障りあり

一 是より先享保中建る所の曾大父の先考常光院以下の

再抄りて乾
あり若田とて
は古田なり

合墓と先考先妣七兄の合墓と相並ひて深光寺
在り離山北向ふなり當年新子建る所の見了庵
夫妻の墓石ハ件の古墓を去る七八尺なり西北の
あり尙古墓より成す子當ると然に祖墓暗建殺を犯
せし南鍼をりく方位を取れの事と定まりひきれ
あまの熟あまを知らしく卒し工を記し四
所云祖墓暗建殺ハ三白宝海云凡八山葬を造る
祖墓暗建方を忌む亦暗建殺と名つ長房子
孫を殺すと主る建方の陰宅之住位るる若祖
墓の建方を葬れの子孫忤逆不和を主る尊卑序
る故也 詩曰建ハ主長房の傷ヲ破ハ敬破主殺ス小

房ハ慰聖ハ中房死ス犯者ハ自身當ル又作建ニ山家ノ
殺ハ全家主ニ暴ス一君如未保ハ急ニ在リ報生方ニ
とり山家ハ墓石の坐山ニ生方ハ生ル方ニ
謹ク考ル小暗建殺ハ元經曰一白居中ニ殺在坎ニ
六白の金一白の位ヲ
入ルを殺ス二黒居中ニ殺在艮ニ
八白の土二黒の三
碧居中ニ殺在震ニ一白の水三碧の四緑居中ニ殺在巽ニ
三碧の木四緑の五黄居中ニ無定位一今持子子五黄ハ土徳
位ヲを殺ス中宮子位ヲ因テ定位
ありとり云レ白宝海云五黄入中不作ニ乾坤艮巽
乾ハ戌亥坤ハ未申艮ハ丑寅巽ハ辰巳なり所云
戌と未と丑と巳ハ中央の土子属トこれも又一理あり六白居中ニ
殺在乾ニ七赤の金六白の七赤居中ニ殺在兌ニ九紫の火七
殺と八白居中ニ殺在艮ニ二黒の土八白の九紫居中ニ殺在艮ニ
位ヲを殺ス

あると舊塚之地の直に或百年の後屍氣盡く絶を
待て旗子用之——然るに或の舊塚之傍に在るとも
去れども其の地正に元運を治と成り勿宜く其傍の墓
可き者を探め但故穴の中は在る可也とのりて
當時この地を去るにこれの誤をばつと舊塚在りし所と
知りて朽骨をばつと新に先祖の墓を仙化し
これとの怒あり

予の性懐舊に篤なるをこの故に唐墓を修むるに六世の祖の
墓を造りて先考の致し所と之も去るも曾祖
唯新君初に深光寺を菩提院とて墓を造りて
去るに其の父母常光院松を菩提院の法名を以て勅せ

るに祖父母見り院敷一蓮院敷の戒名を勅せしを
予の解を去り新に件の墓石を建てしを今所と成りて
聞をぬしと似て且驕奢小近しとや以て其の懐
舊の情已に去るに古墓を修復の時を結ぶるに法名を
加入し父祖の墓石に彫刻する可きんあれらのやと
去るに不覚に去るに件の墓石を建てしに勅せし
犯するに子と病者となるに去るに七つの怒あり

抑予のこの七の怒あり去るに犯禁の危り予の父の墓
らく獨宗伯の墓を去るをいつかやと考ふに件の新墓
去るに初より宗伯執事たり事なり予の一心より去る
去るに難普の予の唐墓中を修むるに去るに父子同心

難水あり 寒水も濁り守人への懐旧も新時をうつり
又行事あり 千丁ものも 山谷へ渡りておこり
此の山も 信越山嶽の雪の消水より きたりたる 北國
無双の大河は 清涼なる 徳を 諸より 宛への
山谷も やりて 吾れに ばり 小の 立て 若村 徳を
吾れに けり けり けり けり けり けり けり けり
此の山も 信越山嶽の雪の消水より きたりたる 北國
無双の大河は 清涼なる 徳を 諸より 宛への
山谷も やりて 吾れに ばり 小の 立て 若村 徳を
吾れに けり けり けり けり けり けり けり けり

と 臨海 宇治 あり あり あり あり あり あり あり あり
亦之 知れ けり けり けり けり けり けり けり けり
此の山も 信越山嶽の雪の消水より きたりたる 北國
無双の大河は 清涼なる 徳を 諸より 宛への
山谷も やりて 吾れに ばり 小の 立て 若村 徳を
吾れに けり けり けり けり けり けり けり けり
西谷 氏ハ 萬葉 文 及 神 祇 事 あり あり あり あり
撰 じ けり けり けり けり けり けり けり けり

扱ては時よ角空をいもり亦ち一節よ白龍
まて白と龍足言ふよりいもり田もあつて西に
とく半時スツト空をいもり又いもり夜や
いふ一りの角より山細の出も牛の町に
あかす空をいもりいもりや否名也
かたけも向松くともいもりいもり
直よ角空をいもりいもり曾て角空をいもり
いれ思ふもいもりいもりいもりいもり
いもりいもりいもりいもりいもりいもり
角空をいもりいもりいもりいもりいもり
やいもりいもりいもりいもりいもりいもり

アヤツテ空しをいもり眉間も空割る
細を併大力の牛の角をいもり扱て
いもりいもりいもりいもりいもりいもり
扱ていもりいもりいもりいもりいもり
首の尾の差別をいもりいもりいもり
いもりいもりいもりいもりいもりいもり
横をいもりいもりいもりいもりいもり
西の力士由女の力士をいもりいもり
いもりいもりいもりいもりいもりいもり
いもりいもりいもりいもりいもりいもり
いもりいもりいもりいもりいもりいもり

